

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を設置している皆様へ

<改正土壤汚染対策法（H31.4.1 施行）のポイント>

1. 工場・事業場の敷地内において、900m²以上の土地の形質変更（掘削、盛土を伴う工事等）を行う場合には、事前に届け出（第4条第1項）を行い、特定有害物質による土壤汚染のおそれがあるかどうか、審査を受ける必要があります。
2. 法第3条第1項に基づくただし書の確認（土壤調査の一時的免除）を受けている土地において、1の形質変更を行う場合は、あらかじめ届け出（第3条第7項）を行った後、知事からの調査命令を受けて、土壤汚染状況の調査を行い、結果を報告する必要があります。

Q1 どういうときに届出が必要になるの？

A1 土地の形質変更部分の合計面積が900m²以上の場合です。同一の敷地内ではなくとも、事業計画や事業目的、行為の時間的近接性、実施主体等によって一連の土地形質変更行為となるものは届出が必要です。

ただし、次の①から④に該当する場合は、届出の必要はありません。

- ① 以下の3点全てに該当する場合
 - ・土壤を区域外へ搬出しない。
 - ・土壤の飛散や流出を伴わない。
 - ・掘削部分の最も深い部分が50cm未満
- ② 農業を営むための通常行為であって土壤の敷地外への搬出がないもの
- ③ 林業の作業路網の整備であって土壤の敷地外への搬出がないもの
- ④ 鉱山関係の土地の形質変更

Q2 届出義務者は？

A2 ① 法第4条第1項の届け出の場合は、土地の形質変更に関する計画の内容を決定する者です。一般的には、土地を借りて開発行為を行う開発業者や、工事請負の発注者となります。

② 法第3条第7項の届け出の場合は、調査義務を負う土地の所有者等が該当します。

Q3 届出するのはいつ？

A3 ① 法第4条第1項の届け出の場合は、土地の形質変更を行う30日前までに届け出なければなりません。

② 法第3条第7項の届け出の場合は、調査命令の手続きや調査の実施、報告に要する時間等を勘案し、工事着手までに余裕を持って届け出を行って下さい。

Q4 届出に必要な書類は？

A4 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第21条の2第1項、又は第23条第1項に基づく様式第6と添付書類を、正本1部、副本1部提出してください。

届出書類の様式・記載例・添付書類は、県ホームページから入手可能です。

※静岡県生活環境課「土壤汚染対策」のページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1017882.html>

Q5 届出先は？

A5 その土地の所在地を管轄する県健康福祉センターとなります。静岡市、浜松市、沼津市、富士市の場合には、その市の環境担当部署となります。

Q6 届出をしなかった場合には？

A6 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられます。

具体的な内容は下記にお問合せください。

- ・東部健康福祉センター 生活環境課 TEL 055-920-2135
沼津市高島本町1-3
- ・中部健康福祉センター 環境課 TEL 054-644-9268
藤枝市瀬戸新屋362-1
- ・西部健康福祉センター 環境課 TEL 0538-37-2570
磐田市見付3599-4
- ・静岡県庁 生活環境課 TEL 054-221-2258
静岡市葵区追手町9番6号

(令和元年6月 静岡県西部健康福祉センター環境課 作成)



©静岡県